

別添 4

危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任しなければならない危険物製造所等

- 1 危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任しなければならない製造所等は、次のとおりとする。
 - (1) 危険物保安監督者の選任を必要とする製造所等は、政令第31条の2の各号（第3号を除く。）に定める製造所等以外の製造所等
 - (2) 危険物取扱責任者の選任を必要とする製造所等は、政令第31条の2の各号（第3号を除く。）に定める製造所等
- 2 危険物の規制に関する政令第31条の2の製造所等
 - (1) 屋内貯蔵所で、指定数量の倍数が30倍以下のもの（引火点が40度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものに限る。）
 - (2) 地下タンク貯蔵所で、指定数量の倍数が30倍以下のもの（引火点が40度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものに限る。）
 - (3) 屋内タンク貯蔵所で、引火点が40度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの
 - (4) 簡易タンク貯蔵所で、引火点が40度以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの
 - (5) 屋外貯蔵所で、指定数量の倍数が30倍以下のもの
 - (6) 第一種販売取扱所又は第二種販売取扱所で、引火点が40度以上の第4類の危険物のみを取り扱うもの
 - (7) 次に掲げるで、指定数量の倍数が30倍以下のもの（引火点が40度以上の第4類の危険物のみを取り扱うものに限る。）
 - ア ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物を消費するもの
 - イ 危険物を容器に詰め替えるもの（小口詰替の一般取扱所）
- 3 稲沢市危険物取扱責任者選任又は解任の届出書
 - (1) 規則第16条の2による届出の手續によること。
 - (2) 届出書の様式は、様式第17の2によること。
 - ア 届出書は、2部提出であること。
 - イ 危険物取扱者免状の写しを添付すること。
- 4 危険物取扱責任者の選任資格要件
 - (1) 貯蔵し、又は取り扱おうとする危険物を取り扱うことができる危険物取扱者免状の資格を有すること。
 - (2) 危険物の取扱作業の保安に関する講習（保安講習）を受講していること。

危険物保安監督者又は危険物取扱責任者を選任しなければならない危険物製造所等

危険物の種類		第4類の危険物				第4類以外の危険物	
貯蔵又は取り扱う危険物の数量		指定数量の倍数が30倍以下		指定数量の倍数が30倍超え		指定数量の倍数が30倍以下	指定数量の倍数が30倍超え
貯蔵又は取り扱う危険物の引火点 危険物製造所等の区分		40度以上	40度未満	40度以上	40度未満		
製造所		○	○	○	○	○	○
屋内貯蔵所		△	○	○	○	○	○
屋外タンク貯蔵所		○	○	○	○	○	○
屋内タンク貯蔵所		△	○	△	○	○	○
地下タンク貯蔵所		△	○	○	○	○	○
簡易タンク貯蔵所		△	○	△	○	○	○
移動タンク貯蔵所							
屋外貯蔵所		△	△	○	○	△	○
給油取扱所		○	○	○	○		
第一種販売取扱所		△	○			○	
第二種販売取扱所		△	○	△	○	○	○
移送取扱所		○	○	○	○	○	○
一般取扱所		○	○	○	○	○	○
	装置等で危険物を消費するもの	△	○	○	○	○	○
	危険物を容器に詰め替えるもの	△	○	○	○	○	○

(注) ○は、危険物保安監督者を選任しなければならない危険物製造所等
△は、危険物取扱責任者を選任しなければならない危険物製造所等